

政策会議付議事案書（令和7年1月7日）

提案課名 保育こども園課

報告者名 吉藤 直

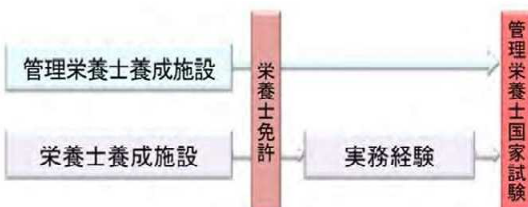
事案名	秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	本市が認可する地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）については、「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」により、その設備及び運営の基準を定めていますが、本条例が準じている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が内閣府令により一部改正されました。 改正内容は、給食を地域型保育事業所の外で調理し搬入する方法で提供する際に、「栄養士」による配慮を必要としている部分について、「管理栄養士」が追加されたものです。 これに伴い、本条例についても栄養士を「栄養士又は管理栄養士」に改正するものです。	
経過・検討結果	1 栄養士法の一部改正 管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家資格を受ける場合は、栄養士の免許が不要となる。 令和6年 6月19日 公布 令和7年 4月 1日 施行 2 内閣府令 家庭的保育事業者等の運営等に関する要件として、「栄養士」の配慮等を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士の配慮等による場合についても同様の要件を満たすことができるとされる。 令和6年11月29日 公布 令和7年 4月 1日 施行	
決定等を要する事項	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」で規定している、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めること。	
今後の取扱い	令和7年2月 令和7年3月市議会第1回定例会に議案を提出 令和7年4月1日 改正条例施行	

管理栄養士養成施設卒業者に係る 管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化（栄養士法）

施行日：令和7年4月1日

現
行

○管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の**受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある**。



※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

支障

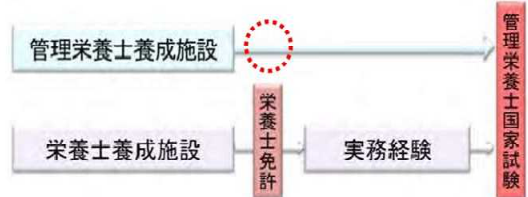
○管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その**申請手続や申請手数料の支払い**が負担となっている。



○都道府県にとっては、受験資格を満たすために**栄養士免許の交付等**を行わなければならない、負担となっている。

見
直
し
後

○管理栄養士養成施設卒業者については、**管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする**※。



※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要がある。

効果

○管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために**栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、負担が軽減**される。



○都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための**栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減**される。



栄養士

- ・栄養学に基づいて、栄養バランスの取れたメニュー（献立）の作成や調理方法の改善など、栄養面から健康な食生活のアドバイスをを行う。

管理栄養士

- ・健康な者だけではなく、医学的な管理を必要とする個人を対象に病状や身体状況など様々な要素を考慮した栄養指導や食事管理を行う。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙の
とおり改正するものとする。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、給食を地域型保育事業所の外で調理し搬入する方法で提供する際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とするため、改正するものであります。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年秦野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(給食の特例) 第 17 条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす地域型保育事業者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、その地域型保育事業者の利用乳幼児に対する給食について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理した給食を地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、その地域型保育事業者は、その給食についてこの条の規定により特例の方法によることとしてもなおその地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) その地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、本市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)－(5) (略) 2 (略)	(給食の特例) 第 17 条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす地域型保育事業者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、その地域型保育事業者の利用乳幼児に対する給食について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理した給食を地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、その地域型保育事業者は、その給食についてこの条の規定により特例の方法によることとしてもなおその地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) その地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、本市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)－(5) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○内閣府令第百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四十条第十項、第三十五条及び別表第二十五号の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(職員)		(職員)	
第二十一条	乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 〔257 略〕	第二十一条	乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 〔257 同上〕
(保育所の設備の基準の特例)		(保育所の設備の基準の特例)	
第三十二条の二	次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 〔略〕	第三十二条の二	次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 〔同上〕
二	当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 〔三5 略〕	二	当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 〔三5 同上〕

(職員)
第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔257 略〕

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔2・3 略〕

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔511 略〕

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔1315 略〕

(職員)

第六十三条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

〔二5 略〕

〔255 略〕

(職員)
第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔257 同上〕

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔2・3 同上〕

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔511 同上〕

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔1315 同上〕

(職員)

第六十三条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

〔二5 同上〕

〔255 同上〕

第七十三条 (職員) 児童心理治療施設には、医師、心理療担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 〔256 略〕	
第八十条 (職員) 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を在所させる施設にあつては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 〔256 略〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。	
（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正） 第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改	正
第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。 〔一・二 略〕 三 栄養士又は管理栄養士 一以上 〔四・五 略〕 〔256 略〕 7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士又は管理栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 〔8・9 略〕	
改	正
第六条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。 〔一・二 同上〕 三 栄養士 一以上 〔四・五 同上〕 〔256 同上〕 7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 〔8・9 同上〕	
改	正
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（従業者の員数） 第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。 〔一〕三 略 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 〔五・六 略〕 〔2・3 略〕 4 第一項各号（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 備考 表中の「」記載は注記である。	（従業者の員数） 第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。 〔一〕三 同上 四 栄養士 一以上 〔五・六 同上〕 〔2・3 同上〕 4 第一項各号（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（食事の提供の特例） 第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 一 〔略〕 二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 〔三・五 略〕 2 〔略〕 備考 表中の「」の記載は注記である。	（食事の提供の特例） 第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 一 〔同上〕 二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 〔三・五 同上〕 2 〔同上〕

（内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部改正）
第五条 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和五年内閣府令第四十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例） 第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条及び附則第三条第一項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 〔略〕 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 〔三〇五 略〕		（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例） 第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条及び附則第三条第一項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 〔同上〕 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 〔三〇五 同上〕	
第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 〔略〕 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 〔三〇五 略〕		第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 〔同上〕 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 〔三〇五 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。